

給水装置等の漏水に係る水道料金の減免に関する要綱

平成 22 年 3 月 26 日

訓 令 第 3 号

改正 平成 23 年 9 月 30 日 訓令第 4 号

改正 平成 30 年 12 月 20 日 訓令第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、淡路広域水道企業団水道事業給水条例（平成 21 年淡路広域水道企業団条例第 5 号）第 32 条及び淡路広域水道企業団水道事業給水条例施行規則（平成 22 年淡路広域水道企業団規則第 4 号）第 29 条の規定に基づき、給水装置等の漏水があった場合における水道料金の軽減又は免除（以下「漏水減免」という。）の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(漏水減免の対象)

第 2 条 漏水減免の対象は、次の各号のいずれかに該当し、漏水発覚後速やかに修理を行った場合とする。

- (1) 水道メータ以降の、第 3 条第 4 号に規定する給水器具本体の故障を除く給水管からの漏水
- (2) 水道使用者又は所有者（以下「使用者等」という。）が善良な管理をもってしても管理できなかったと認められるもの
- (3) 企業長が必要と認めるもの

(漏水減免の対象外)

第 3 条 漏水減免は、次の各号のいずれかに該当する場合は、行わないものとする。

- (1) 不正な給水装置工事による漏水
- (2) 使用者又は第三者の故意又は過失と認められるとき
- (3) 漏水が確認され、漏水修理を指摘されたにもかかわらず、正当な理由なく修理を引き延し、又はその他の処置を怠った場合
- (4) 蛇口、貯水・受水槽等（本体及びボールタップ等の水位調整器具）又は給湯器等の給水器具本体の故障による漏水
- (5) 減免の処分の決定後 1 年以内に同一給水装置使用場所から漏水があった場合
- (6) 給水装置工事の竣(しゅん)工後 1 年以内に漏水があった場合

(漏水減免の対象期間)

第 4 条 減免の対象期間は、漏水に起因して使用水量が最も増加したと認められる 1 期分とする。ただし、特段の理由があり、特に必要と認めた場合は、2 期分を限度とする。

(漏水減免水量の算定方法)

第 5 条 減免対象期間の直近前 3 期の平均使用水量又は前年同期の使用水量のいずれか小さい方の使用水量を、漏水がなかったと仮定した場合に使用したと推定される水量（以下「推定使用水量」という。）とし、減免前の検針水量（以下「減免前水量」という。）から推定使用水量を差し引いた値を漏水認定水量とし、漏水認定水量の 2 分の 1 の値を減免水量とする。また、減免前水量から減免水量を差し引いた値を減免後請求水量とする。

2 長期漏水のため推定使用水量の把握が困難なときは、前項の「直近前3期」とあるのを「漏水修理後3期」と読み替えるものとする。

3 第1項の推定使用水量及び減免水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(申請手続)

第6条 漏水により料金の減免を受けようとするときは、淡路広域水道企業団の指定給水装置工事事業者による漏水修理工事完了後、水道料金漏水減免申請書(様式第1号)に必要な事項を記載して申請しなければならない。

2 前項の申請は、修理工事を施工した指定給水装置工事事業者を通じて申請しなければならない。

(減免の可否の通知)

第7条 企業長は、前条の申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請書に記入された漏水箇所、修理の事実等について調査を行い、減免の可否を決定するものとする。

2 企業長は、前項の規定による減免の可否の決定をしたときは、直ちに水道料金漏水減免決定通知書(様式第2号)又は水道料金漏水減免却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(水道料金の充当)

第8条 減免措置を受けた水道料金については、使用者の水道料金の未収金に充当できるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令は、施行日以後の申請に係る水道料金の減免から適用し、施行日前の申請に係る水道料金の減免については、統合前の洲本市水道事業給水条例(平成18年洲本市条例第222号)、南あわじ市水道事業給水条例(平成17年南あわじ市条例第167号)又は淡路市水道事業給水条例(平成17年淡路市条例第261号)の規定による。

附 則(平成23年9月30日訓令第4号)

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成30年12月17日訓令第7号)

この訓令は、平成30年12月20日から施行する。